

# 平成25年度石川県介護福祉士等修学資金貸付の募集案内

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

## 1 修学資金貸付制度の目的

この貸付制度は、将来、石川県内において、介護福祉士としてその業務に従事しようとする者で、これらの養成施設等に在学する者に対し、修学資金の貸付けを行うことでその修学を容易にし、県内における介護福祉士の養成・確保の充実に努めることを目的としています。

## 2 応募資格

県内の介護福祉士養成施設等に在学中で、当該養成施設等を卒業後、県内（別記1の施設において介護等の業務に従事するときは、全国を対象とします。）において介護等の業務に従事しようとする者のうち、当該養成施設等の長の推薦を得られる者とします。また、貸付けが決定した後、返還債務免除あるいは返還終了となるまで、就業状況等の所要の調査に協力できる者に限ります。

なお、「介護等の業務」とは、国家試験における受験資格として認められる業務をいいます。

### 【県内の養成施設等】

金沢福祉専門学校、金城大学、金城大学短期大学部、  
国際医療福祉専門学校・七尾校、専門学校アリス学園

### 【県内の実務者養成施設等】

金沢福祉専門学校、専門学校アリス学園

## 3 貸付額及び貸付利子

### (1) 貸付限度額

月 額 50,000円以内

入学準備金 200,000円以内（入学時）

就職準備金 200,000円以内（卒業時）

※養成施設等（実務者養成施設等除く。）に在学する者のうち、生活保護を受給している者については、上記に加え生活費の一部（別記2参照）を貸付額に加算することができます。ただし、生活保護の支給を同時に受けることはできません。また、学費相当分（月額50,000円以内）の貸付けを受けずに、生活費加算分のみを貸付けを受けることはできません。

※実務者養成施設等に在学する者は、200,000円以内

### (2) 貸付利子 無利子

#### 4 貸付期間

養成施設等の在学期間内（原則として、2年次より在学証明書等の提出が必要です。）

#### 5 連帯保証人

1名必要。ただし、貸付けを希望する者が未成年の場合には、原則、法定代理人（親権者等）となります。

#### 6 募集人員

(1) 養成施設等在学者 30名

(2) 実務者養成施設等在学者 14名

#### 7 選考方法

提出書類に基づき、石川県社会福祉協議会において、貸付けの可否を決定いたします。選考結果については、申請者及び推薦した養成施設等の長あてに、書面により通知します。

#### 8 貸付金の交付

(1) 貸付けの決定後、修学資金貸付契約を締結します。

(2) 修学資金は年3回（6月、9月、12月）に分割して交付します。

ただし、実務者養成施設等に在学する者へは、一括で交付します。

#### 9 返 還

修学資金の貸付けを取り消されたとき、養成施設等を卒業後、県内において介護等の業務に従事することなく1年を経過したとき、または県内において介護等の業務に従事する見込みがなくなったときは、修学資金の返還が必要となります。返還は、石川県社会福祉協議会会長が定める期間内に同会長が定める金額を月賦又は半年賦の方法によります。

返還の遅延には年14.5%の利子が発生します。

ただし、やむを得ない理由があるときは、審査の上、修学資金の返還を一時猶予することがあります。

#### 10 返還免除

養成施設等を卒業後1年以内に県内において介護等の業務に従事し、引き続き5年以上（過疎地域で就業したとき及び中高年離職者にあつては3年以上）従事した場合は、修学資金の返還を免除します。

## 11 留意事項

すでに、同種の国庫補助事業による貸付を受けている者（生活福祉資金の教育支援資金を受けている者、離職者訓練受講者など）は、貸付けを受けることができません。ただし、日本学生支援機構奨学金を受けている者は除きます。

## 12 応募手続

### (1) 提出書類

- ① 修学資金貸付申請書（第1号様式）
- ② 養成施設等の長の推薦書（第2号様式）
- ③ 申請者と生計を一にする者の前年度分の所得証明書又は源泉徴収票の写し、確定申告書の写しなど  
※申請者の父、母の双方に所得がある場合は、双方の所得証明書等の提出が必要です。  
※申請者自身に所得がある場合も所得証明書等の提出が必要です。
- ④ 住民票
- ⑤ 健康診断書（入学時のもののコピー可）
- ⑥ 成績証明書（1年次は高等学校又は短期大学等の成績証明書その他これに準ずる証明書）

### 【中高年離職者のみ】

○離職したことを証明する書類（離職して2年以内ということが分かる離職証明書等）

### 【生活費加算を申請する者のみ】

○家庭の経済状況に関する証明書（福祉事務所長等が発行する生活保護受給証明書）

### (2) 提出期限 平成25年5月24日（金）当日消印有効

※提出書類は、養成施設等を経由して下記あてにご提出ください。

### (3) 問合せ・提出先

〒920-8557 石川県金沢市本多町3丁目1番10号

石川県社会福祉協議会 地域福祉課／担当：古田

TEL 076-224-1212 / FAX 076-222-8900

## 別記 1

＜全国が対象となる施設＞

- 1 厚生労働省組織令第145条から第149条までに規定する国立児童自立支援施設、国立障害者リハビリテーションセンター
- 2 児童福祉法第27条第2項に規定する指定医療機関
- 3 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
- 4 肢体不自由児施設整肢療護園及び重症心身障害児施設むらさき愛育園

## 別記 2

- (1) 養成施設等（実務者養成施設等除く。）に在学する者のち、生活保護を受給している者については、養成施設等に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付け対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅（第1類）に掲げる額のうち貸付け対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内を加算することができます。
- (2) 生活費加算については、貸付け決定後に当該貸付け決定者の生活保護が廃止されていることを確認し、生活保護が廃止された月の翌月から生活費加算の貸付けを開始します。
- (3) 生活費加算の額は、貸付け決定後、貸付け決定者の転居や加齢等により該当する区域が変わる場合や生活扶助基準額が改定される場合があっても変更はしません。

### 生活扶助基準（第1類費）基準額

（単位：円）

年 齢	1 級 地		2 級 地		3 級 地	
	1 級地-1	1 級地-2	2 級地-1	2 級地-2	3 級地-1	3 級地-2
12～19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
給 地 区 分 表	2 給地-1 : 金沢市					
	2 給地-2 : 小松市					
	3 給地-1 : 七尾市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町					
	3 給地-2 : 志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能都町					